

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

すべてのお客様に満足と感動を提供することを当社の存在価値と認識し、キトー・コンプライアンス・マニュアル(企業倫理規範)(下記)を企業倫理の基本として、変動する社会、経済環境に対応した健全な意思決定を通じて株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

その上で、コーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の監督機能の強化、監査役の監査機能の強化、情報開示の高度化等に取り組んでまいります。

<キトー・コンプライアンス・マニュアル(企業倫理規範)>

1. 人権を尊重し意欲と能力を発揮できる社内環境をつくる。
 - (1) 人権を尊重し働く喜びを共有できる社内環境をつくる。
 - (2) 差別、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを禁止する。
 - (3) 職場の安全・衛生を確保する。
2. 法令、社内規定及び社会のルールの遵守による公正、透明な企業活動を徹底する。
 - (1) 独占禁止法並びに関連諸法、各種業法及び安全保障貿易に関する法令等を遵守する。
 - (2) 他人の知的財産権の侵害、不正競争行為はおこなわない。
 - (3) インサイダー取引規制に違反する行為をおこなわない。
 - (4) 反社会的勢力との関係を一切遮断する。
 - (5) 過剰な贈答や接待はしない。
 - (6) 公私のけじめをつけ、利益相反行為はしない。
 - (7) 社内規定と社内規律を遵守する。
 - (8) 社会のルールを遵守し、良識ある社会人として行動する。
3. 企業情報を適切に管理し、無断で開示しない。
 - (1) 秘密情報や個人情報を含む情報を適正に取扱う。
 - (2) 経営情報を適時に開示する。
4. 社会とのコミュニケーションを充実・強化し、社会と共に繁栄を目指す。
 - (1) 環境問題に積極的に取り組む。
 - (2) 地域社会との良好な関係をつくる。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針については、本報告書のほか、当社ホームページ(<https://kito.com/jp/ir/governance>)にも掲載しています。

原則1 - 4: 政策保有に関する方針及び政策保有株式の議決権行使の基準

(1) 政策保有に関する方針

当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、保有する株式数を含め合理性があると認める場合に限り、上場株式を政策的に保有し、定期的に保有の合理性を検証します。

(2) 議決権の行使

投資先の経営方針を尊重したうえで、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス、当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかや、今後の取引関係の見通し及び社会的責任の観点等から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断します。

原則1 - 7: 関連当事者間の取引

当社と取締役、経営陣若しくは支配株主等の関連当事者との間で利益相反取引を行う場合又は取締役若しくは経営陣が競業取引を行う場合には、取締役会規定に基づき当該取引を取締役に上程し、承認を得るものとします。

原則3 - 1: 情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(a) 取締役会は、企業理念、経営戦略及び経営計画を定め、当社ホームページに掲載し、また、経営戦略及び経営計画は、決定の都度、開示します。

(b) 当社は、当社グループの企業理念として、下記を定めて、お客様に満足と感動を提供することを当社グループの存在価値と認識し、キトー・コ

コンプライアンス・マニュアル(企業倫理規範)を企業倫理の基本として変動する社会・経済環境に対応した迅速な意思決定をすることにより、株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つと位置づけます。その上で、コーポレートガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の監督機能の強化、監査役の監査機能の強化、情報開示の高度化等に取り組みます。

記

1. キトーの使命～すべてのお客様に満足と感動を
2. キトーの品質～すべての社員の念(おも)いをこめて
3. キトーにおける革新～不断の改革と高い目標へのチャレンジ
4. キトー(らしさ)の基本～誠実、正直、誇り、感謝

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (a)株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (b)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (c)会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (d)取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るため、経営の監督と執行の分離や社外取締役による経営監督機能の強化に取り組みます。
- (e)株主との間で建設的な対話を行います。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- (a)社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬については、固定報酬として支給する基本報酬と業績に連動する業績連動報酬により構成します。
- (b)業績連動報酬については、当社業績への寄与度、担当本部の業績・成果等を指名報酬委員会において総合的に勘案、評価し、取締役会で審議決定します。また、社長に対する評価に関しては、社外取締役が評価し、取締役会で審議決定します。
- (c)社外取締役報酬については固定報酬のみとし、就任・改訂時、取締役会にて審議決定します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(a)取締役候補者については、当社では、夫々の人格及び見識並びに前記第9項第2号に記載する事項等次の事項を十分考慮の上、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を取締役候補者として選定する方針とします。この方針に基づき、取締役候補者を指名報酬委員会から取締役会に勧告するよう制度化し、候補者を決定します。

1. 人格及び見識
2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保
3. 社外取締役については、企業経営者、学識経験者等から経験・見識・専門性を考慮
4. 社内取締役については、営業や製造等の事業部門経験者や企画・開発・管理部門の経験者から選任

(b)監査役候補者については、当社では、企業経営における監査並びに監査役の機能の重要性と、候補者の人格・見識を十分考慮の上、当社の監査役として職務を全うできる適任者を監査役候補者として選定する方針とします。この方針に基づき、指名報酬委員会から取締役会に勧告するよう制度化し、株主総会への選任議案提出に関する監査役会の同意を得て、候補者を決定します。

(c)執行役員については、当社では、夫々の人格及び見識等を十分考慮の上、執行役員として取締役会からの業務執行の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を執行役員として選定する方針とします。この方針に基づき、次のとおり決定します。

- (ア)上級執行役員でない執行役員候補者については、取締役会にて決定する。
- (イ)上級執行役員候補者については、指名報酬委員会から取締役会に勧告し、取締役会にて決定する。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役会は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う際は、その選任・指名について招集通知及び当社ホームページ等で開示します。

補充原則4-1(1):経営陣に対する委任の範囲の概要

(1)取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負います。

(2)取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の選任、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定並びに法令及び社内規定に基づく当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行うとともに、取締役会決議事項及び経営陣の決裁権限を定め、経営陣に対する委任の範囲を明確にします。

原則4-8:独立社外取締役の有効な活用 原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

- (1)当社は、人格・見識が高く経験に富んだ複数者を社外取締役として選任し、透明性の高い経営の実現に取り組みます。
- (2)当社の社外取締役は、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見の表明及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督等を行うほか、指名報酬委員会の主要な構成員として、代表取締役社長・取締役・執行役員の業績評価による報酬の取締役会への勧告及び取締役・監査役・上級執行役員候補者の選任の勧告を行います。
- (3)当社は、社外取締役の選任に当たっては、基本方針に規定する「社外取締役の独立性に関する基準」に合致するか否かを検討しつつ、本人の人格・見識、及び経歴に基づき、指名報酬委員会から取締役会に勧告するよう制度化し、候補者を決定します。
- (4)社外取締役は、業務執行部門との意思疎通を円滑にし、必要な調整を図ることにより取締役会における議論を活発かつ実効的なものとするため、社外取締役のみを構成員とする会合を定期的に開催するなどして、独立した客観的な立場に基づく情報交換・情報共有を図るとともに、経営陣や監査役・監査役会との連携を図ります。

補充原則4-11(1):取締役会の構成についての考え方

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保するため、社外取締役については、企業経営者、学識経験者等から経験・見識・専門性を考慮して選任します。社内取締役については、営業や製造等の事業部門経験者、また企画・開発・管理部門の経験者から選任し、多様性を確保します。

補充原則4-11(2):取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役及び監査役に対し、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向け、兼任については合理的な範囲に留めるよう求めます。重要な兼任状況については、株主総会参考書類及び事業報告において、毎年開示します。

<補充原則4-11(3):取締役会全体の実効性についての分析・評価の概要>
当社は、法務室が事務局となって、2017年度の、会社の機関としての取締役会全体の活動等に関し、取締役及び監査役計10名に記名式アンケートを実施し、4つの大項目(合計34問)について5段階評価とともに自由記入欄を設け、意見聴取を行いました。
その結果については、取締役会の実効性は確保されていると評価されているものの、取締役会の実効性を更に高めるために抽出された課題の改善を今後進めてまいります。
詳細については、当社ホームページ(<https://kito.com/jp/ir/governance>)に掲載しております。

補充原則4-14(2):取締役・監査役のトレーニングの方針
(1)取締役及び監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすためにも、就任時及び就任以降も継続的に役割・責務に係る理解を深めるとともに、当社からは、必要な知識の習得や経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供します。また、経営理念、企業文化への理解を促すとともに、経営環境等について継続的に情報提供を行います。これらの対応については定期的に取締役会に報告します。
(2)社外取締役及び社外監査役については、当社の事業内容、現状や歴史について理解する機会として、就任時に、国内外の各部門から事業内容や当面の経営課題に対する取組状況を説明し、工場を視察します。
(3)日本監査役協会等の外部機関での研修も活用して、新たなリスクについても、対処方法を検討・共有します。

原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、次のとおり対応します。
(1)株主との対話はIR担当取締役及びIR担当部門が担当し、株主から面談の希望を受けた場合、その趣旨・目的等を勘案し、合理的な範囲で対応します。
(2)対話に際しては、社長及び経営陣幹部及び関連各部と連携し、適切な対応を行うよう努めます。
(3)株主総会のほか、投資家説明会、株主総会後の株主懇談会、株主アンケート等を継続的に実施し、株主との対話の手段の充実に努めます。
(4)対話において把握された株主の意見・懸念等を集約し、経営陣幹部や取締役会及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っていきます。
(5)対話に際しては、内部規定に基づき、インサイダー情報の管理を徹底します。
(6)株主との建設的な対話に資するため、必要に応じて実質株主の判明調査等を行い、自らの株主構造の把握に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キトー	6,659,133	24.62
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	2,019,500	7.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,573,800	5.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,309,200	4.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,188,200	4.39
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	794,800	2.94
株式会社YKキャピタル	740,000	2.74
株式会社三井住友銀行	670,400	2.48
GOVERNMENT OF NORWAY	514,100	1.90
GOLDMAN, SACHS & CO REG	507,500	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
淡輪 敬三	他の会社の出身者											
中村 克己	他の会社の出身者											
平井 孝志	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
淡輪 敬三	○	(重要な兼職の状況) 株式会社ビービット顧問 社外取締役淡輪敬三氏が顧問を兼務している上記会社と当社の間で、取引はありません。 淡輪 敬三氏は独立役員であります。	【選任理由】 経営コンサルタントならびに経営者としての豊富な経験を有していることから、独立性の有無に関わらず、当社の社外取締役として適任であります。 【独立役員指定理由】 淡輪氏が顧問である株式会社ビービットと当社との間では、取引関係が無いことから、又、既に当社の「コーポレートガバナンス基本方針の(別紙)社外取締役の独立性に関する基準」に照らして、一般株主と利益相反の生じる虞がなく、独立性は充分にあると判断した為、引き続き独立役員に指定しています。

中村 克己	○	(重要な兼職の状況) 稲畑産業株式会社社外取締役 中村 克己氏は独立役員であります。	【選任理由】 中村氏は、多国籍に展開する自動車業界において、長年技術者・経営者として活躍してきたことから、更なる成長を目指す当社にとり同氏の事業経営での知見及びモノ作りでの経験はきわめて有益であり、また公正かつ客観的な意思決定と監督の確保のためには、当社の社外取締役として適任であります。 【独立役員指定理由】 中村氏は、上記a～kのいずれの事項にも該当せず、更に、当社の「コーポレートガバナンス基本方針の(別紙)社外取締役の独立性に関する基準」に照らしても、一般株主と利益相反の生じる虞がなく、独立性は充分にあると判断した為、引き続き独立役員に追加指定しています。
平井 孝志	○	筑波大学大学院 ビジネスサイエンス系 国際経営プロフェッショナル専攻 教授 平井 孝志氏は独立役員であります。	【選任理由】 平井氏は、国際的に展開するコンサルティングファームにおける長年のコンサルタントとしての経験、及び日米の事業会社における経営陣としての経験、更には経営大学院における国際経営プロフェッショナルの経験を有していることから、同氏の経験は、当社における戦略の立案と推進及び監督の確保のためには、当社の社外取締役として適任であります。 【独立役員指定理由】 平井氏は、上記a～kのいずれの事項にも該当せず、更に、当社の「コーポレートガバナンス基本方針の(別紙)社外取締役の独立性に関する基準」に照らしても、一般株主と利益相反の生じる虞がなく、独立性は充分にあると判断した為、引き続き独立役員に追加指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明

当社は、監査役会設置会社であって独立社外取締役が取締役の過半数に達してはおりませんが、取締役・上級執行役員候補者の選任及び報酬について、社外取締役を主たる構成員とする任意の委員会である指名報酬委員会で検討し、取締役会に勧告し、取締役会で決定します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会及び執行役員会等その他重要な社内会議に出席し意見を述べる他、内部監査室及び会計監査人と連携を図ることによる情報収集、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

監査役は、当社の会計監査人であるPwCあらた有責任監査法人による会計監査に適時に立会い、監査の方法の妥当性を確認するとともに、会計監査人と年4回の定期会合を持ち、当社の内部統制に関わる問題点なども含め、意見交換をいたしております。

監査役会は、内部監査室が作成した年度監査計画の監査内容を確認し、必要があれば、監査項目の追加を要請いたします。また、内部監査室が実施した内部監査報告書により監査状況を確認しています。
会計監査人、監査役及び内部監査室の間では、それぞれが行う監査結果の情報共有を積極的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安永 雅俊	弁護士													
濱田 清仁	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安永 雅俊	○	畠澤 若井 安永法律事務所パートナー 安永 雅俊氏は独立役員であります。	【選任理由】 会社の監視機能強化のためです。 国内外における弁護士活動の豊富な経験、知識を当社の監査及び当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に活かしていただけると判断したためです。 【独立役員指定理由】 安永氏及び同氏がパートナーを務める畠澤 若井 安永法律事務所は、上記a～mのいずれの事項にも該当せず、一般株主と利益相反の生じる虞がないと判断した為、引き続き独立役員に指定しています。
濱田 清仁	○	よつば総合会計事務所パートナー 濱田 清仁氏は独立役員であります。	【選任理由】 濱田清仁氏は、公認会計士としての経験と知識に基づいて、当社の業務執行の適法性確保のために、極めて有益な方であると考え、独立役員への指定の有無に関わらず、当社の社外監査役として適任であります。 【独立役員指定理由】 濱田氏は、上記a～mのいずれの事項にも該当せず、一般株主と利益相反の生じる虞がないと判断した為、引き続き独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の独立社外取締役及び独立社外監査役は、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の社内取締役には、基本報酬、役員賞与及び役員退職慰労金を支給しております。平成25年4月から、基本報酬を業績年俸額として年俸制に切り替え、役員賞与と分については、基本報酬に上乘せる形で、基準額を業績年俸額に組み込んでいますが、その基準額に対し、会社業績及び個人の貢献度を評価し反映し、業績評価による過不足があれば、翌年度に精算することとしております。

また、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲や士気を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的として、ストックオプションについては、社内取締役に付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション付与の対象となる従業員とは、執行役員のことです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬等の内容(直前事業年度)
 社内取締役4名 役員報酬158百万円
 社外取締役4名 役員報酬 21百万円
 社内監査役1名 役員報酬 14百万円
 社外監査役2名 役員報酬 14百万円
 上記内容が記載されている有価証券報告書及び事業報告を、当社ホームページに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 役員の報酬制度の基本方針
 - 1) 役員報酬を当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な手段の一つとして位置づけます。
 - 2) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬には、連結業績目標の達成度及び各役員の業績への寄与度等を反映し、かつ地位・責任が上位の者ほど全報酬に占める業績連動報酬の割合を大きなものとします。
 - 3) 社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保します。
- (2) 報酬体系
 - 1) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬として支給する基本報酬と、業績に連動する年次賞与、及び同じく業績に連動する退職慰労金により構成しております。社外取締役の報酬は、その役割に鑑み固定報酬のみとしております。
 - 2) 基本報酬の報酬水準について、外部データベース等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責等を総合的に勘案し、適切な水準に決定しております。
- (3) 業績連動の仕組み
 - 1) 年次賞与は、まず役位毎に基本報酬の25～50%程度の標準額を算定します。その上で、評価指標として当社連結売上高及びEBITDA(税引前利益に、特別損益、支払利息、および減価償却費を加算した値)を用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準額に対して0～200%変動させた金額を決定することとしております。
 - 2) 社内取締役の退職慰労金も、役位毎に基本報酬の10～25%程度の年次標準積立額を算定します。その上で、同様に評価指標として当社連結売上高及びEBITDAを用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準積立額に対して50～200%変動させた引当金を毎年積み立てます。
- (4) 報酬の決定方法
 - 1) コーポレートガバナンスの観点から、社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報

酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保しております。

2) 上記指名報酬委員会の勧告に基づき、取締役の報酬は、2007年6月26日開催の定時株主総会で決定された取締役報酬総額(300百万円以内(うち社外取締役300百万円以内))の範囲内において、その分配を取締役会にて承認することとしております。

3) 監査役の報酬は、2007年6月26日開催の定時株主総会で決定された監査役報酬総額(80百万円以内)の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専門の補助スタッフはおりませんが、各部署との連携、更には人事総務部の支援を要請することも可能となっております。また、取締役会の議案を事前に提出するほか、監査役会では常勤監査役の活動状況等を報告し、情報交換を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			― 名		
その他の事項					

当社定款上、「取締役会の決議により相談役および顧問をおくことができる。」と定めておりますが、現在、該当者がいないため、この制度は使用していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 取締役会は、取締役7名(うち3名は社外取締役)・全員男性で構成され、当社の重要事項に関する意思決定を行なうとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。取締役会は、原則月1回開催するほか、重要な決定事項等が生じた場合は必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制となっております。当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループにかかる重要な意思決定は当社取締役会を通じて行うこととなっており、グループ全体の統制を図っております。取締役会の下部組織として設置された過半数の社外取締役により構成される指名報酬委員会による、取締役、監査役及び上級執行役員の指名や取締役及び執行役員の報酬に関する勧告を、取締役会は審議検討し、決定します。また、四半期ごとに代表取締役は具体的な職務執行状況について報告を行っております。

また、当社は、意思決定・監督機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図る為、執行役員制度を導入(執行役員15名、うち取締役兼務者4名)しており、国籍・性別に係りなく、日本人9名、外国人6名、全員男性の構成とし、執行役員のダイバーシティ(多様性)を確保しています。取締役会は社長以下の執行役員を選任し、各執行役員の業務執行を監督しております。執行役員会は、重要事項を詳細に審議し、各本部業務の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、社長以下執行役員により、毎月取締役会開催前に開催しております。また、各執行役員は「職務分掌・権限規則」及び「決裁権限規則」にて定められた職務分掌および権限に従い、業務執行を行っております。なお、社外取締役と当社との間に、人的関係、又は資本的関係はありません。

2) 当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で監査役会を構成しております。各監査役は、監査役会で決定された監査役計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や執行役員会等の重要な会議への出席により、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っております。従来以上に外部の視点を取り入れることによって、取締役の職務執行に対して、より厳正な監査を行っています。監査役は、取締役会及び執行役員会等その他重要な社内会議に出席し意見を述べる他、内部監査室及び会計監査人と連携を図ることによる情報収集、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行うなど、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。また、効率的な監査、高水準の監査を遂行するため、定例監査役会を開催し、策定した監査役監査計画、監査の実施状況、監査結果等を検証しております。更に、監査役は、ISO規格による環境ならびに品質に関する委員会の指定社員による内部監査結果についても、それぞれの委員会から報告を受けております。なお、社外監査役と当社との間に、人的関係、又は資本的関係はありません。

3) 内部統制の仕組み及び内部監査ならびに監査役監査の実施

内部統制の有効性及び効率性をモニタリングするため、実際の業務遂行状況について、社長直属の内部監査室が財務報告に関する内部統制状況の内部監査を含めて、当社及び関係会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性及び業務の執行管理全般に関する内部監査を行い、当社並びに関係会社の業務の改善・経営の効率化を図っております。また、当社では、コンプライアンス推進部門が、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っているほか、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組んでおります。内部監査室の内部監査結果は、会計監査人ならびに監査役とも共有し、また、監査役は会計監査人と意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を図っております。また、内部監査室及び監査役は、会計監査人による監査結果を四半期毎に報告を受けております。

内部監査結果及び監査役監査結果は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、監査役設置会社であり、取締役会による業務執行の監督及び監視機能と監査役会による監査機能を有しております。それを、社外取締役と監査役会等の連携により強化しております。

製造業における企業経営の経験者や戦略・経営コンサルタントとして製造業界を始め各種業界について精通している社外取締役が経営者の見

地から当社の業務執行を監視し、また、会計・法務等専門的見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が内部監査部門である内部監査室等と連携して監査を行うことにより業務の適正を確保していると考えているため、現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、定時株主総会の集中日を回避し、下記のとおり例年前倒しをして開催しております。 平成23年6月22日 平成24年6月22日 平成25年6月20日 平成26年6月24日 平成27年6月23日 平成28年6月21日 平成29年6月21日 平成30年6月21日 今後も、引き続き集中日を回避した定時株主総会の実施に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2016年度の株主総会から、電子投票制度の導入をしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2016年度の株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会参考書類及び事業報告の一部を英文化し、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知(和文、英文、中文)(英文及び中文は要約)、及び議決権行使結果などを掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(https://kito.com/jp)にIRサイトを設置し、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年度は2017年7月、8月、9月、12月、2018年3月、2018年度は6月初めに個人投資家向け説明会を実施しております。 又、個人投資家向け説明会とは別に、年に2回の個人株主様向けの本社工場見学会を定例化して、2017年10月及び2018年3月に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月及び11月の決算発表後、速やかに決算説明会を開催し、代表者自ら説明を行っております。又、説明会の模様は、動画収録を行い、説明会実施の同日中に、当社ホームページにて公開しております。 又、アナリスト・機関投資家の団体による本社工場見学会を年2回、2017年3月、2018年4月に実施しております。アナリスト・機関投資家個人による本社工場見学会は随時受け入れて実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上記決算説明会の同時通訳音声による英語コンテンツを、当社ホームページに公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://kito.com/jp)にIRサイトを設置し決算情報(決算短信等)、ニュースリリース及びIRカレンダー等の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に関する主管部署は財務管理本部コーポレート・コミュニケーション部であります。 IR担当役員は、常務取締役常務執行役員財務管理本部長です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役職者、嘱託、派遣社員等に配布・教育のコンプライアンス・マニュアルに「コンプライアンス経営とは、私たち一人ひとりが、これら法令、社内規程、契約、社会規範等を遵守した健全な事業活動を行なうことにより、当社の存在価値の向上と当社の永続的な発展を図ると共に、地域社会・株主・取引先・社員等ステークホルダーの繁栄に寄与することです。」旨規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO9001:2015並びにISO14001:2015により、それぞれ品質マネジメントシステム並びに環境マネジメントシステムを構築しております。品質マネジメントシステムでは、PDCAによる管理により、当社製品の品質を継続的に改善し、顧客満足度の向上を図っております。 環境マネジメントシステムでは、人と地球が調和した豊かで持続可能な社会実現に向け、気候変動への対応、化学物質の管理、持続可能な資源の利用、生物多様性への対応、法令順守に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	四半期および通期の各種決算資料、有価証券報告書、株主向け事業レポートなど、IRコンテンツは遅滞なくホームページに掲載するとともに、決算説明会の模様は実施の当日に動画で公開し、機関投資家、個人投資家に向けて、公正かつタイムリーな情報開示につとめます。海外の投資家向けには、英文での決算短信と決算説明資料を和文と同時に公開するほか、決算説明会の模様を、同時通訳による英語で公開しており、海外投資家に向けてもフェアディスクロージャーにつとめます。
その他	<女性の活躍の方針・取組に関して> 当社は、性別、国籍、宗教、障がいの有無等を問わない多様な人材が当社グループの事業に新たな発想とアイデアをもたらし、イノベーションの原動力となると確信し、多様性の確保を推進しております。 当社は、グローバル企業として、今後とも、性別、国籍、宗教、障がいの有無等を問わず、能力主義を前提に、採用、人材登用及び育成をおこなっていく所存です。現在既に当社の取締役及び執行役員にも外国人を登用するなど、人材のダイバーシティー（多様化）を積極的に進めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2015年4月21日付にて、取締役会にて下記のとおり「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂につき決議しました。

「内部統制システム構築の基本方針」については、会社法施行に対応し、2006年5月31日開催の取締役会において決議し、その後2008年4月22日及び2010年2月24日開催の取締役会にても、一部改訂しておりますが、2015年に、2015年5月1日付施行の改正会社法及び同施行規則に合わせ、改めて決議を行ったものであります。

1. 基本方針

当社は、「すべてのお客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値と認識しており、当社のあらゆる活動はこの理念に基づいて実施されねばならない。

その実現の為に、すべての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築・運用していくことが重要である。そこで、当社は以下の通り、当社及び当社子会社の業務執行に関する体制及び監査に関する体制を当社取締役会において決定し、この体制に基づく活動を通じて、上記理念の実現を図るものとする。

2. 業務執行に関する体制

1) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等(会社法施行規則100条1項5号イの取締役等をいう。以下同じ。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号二)

(1) 当社は監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

(2) 当社の取締役会は、法令、定款及び「取締役会規定」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。監査役は、法令、定款及び「監査役会規定」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

(3) 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った会社形態とし、子会社の取締役会又は海外のこれに準ずる機関(以下、総称して「子会社取締役会」という。)は、法令、定款、当社「グローバル決裁権限規則」、及び当社「関係会社管理規則」等に従い、これを運営し、当社子会社の取締役等は、子会社取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。当社子会社の監査役又はそれに相当する者がある場合には、その者は、法令、定款及び適用される社内規程に基づき、取締役等の職務執行の監査を行う。

(4) また、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則った行動をするための行動規範として、コンプライアンスに関する基本方針及び諸規程を定め、社内に周知し、運用の徹底を図るとともに、これらの方針及び規程に従い、コンプライアンスの状況について定期的に又は随時取締役会に報告する体制を構築し、取締役会はこれを通じた問題点の把握と必要な見直しを行う。

(5) 当社グループのコンプライアンス上の問題がある事項に関する内部通報窓口を当社に設置・運用する。又、子会社についても、所在地の法令及び実情に従い、必要があれば内部通報窓口を設置・運用する。

(6) 当社内部監査室が、当社及び子会社の監査対象部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

当社の取締役及び子会社の取締役等の職務執行に係る文書・記録については、「定款」及び「取締役会規定」等によるが、詳細については「文書管理規則」を定め、適切に保存・管理する体制をとる。当社取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧することが出来るものとする。また、「個人情報保護規則」等の社内規程を定めて情報セキュリティの確保・適正な運用に努める。

3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制(会社法施行規則100条1項5号イ)

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号、5号ロ)

(1) 重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、当社並びに子会社の取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関にて厳正な審査を行う。また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署が事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化に努める。

(2) 当社は、リスク管理に関する基本規定(「リスク管理規定」)を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、法務担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進する。リスク管理は、当社及び子会社の当該分野の所管部署が原則として実施するが、当社のリスク管理事務局は、当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理規定の中には、各種事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い直しを行い、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための実施事項を織り込む。

(3) 当社内部監査室が、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保する為の体制(会社法施行規則100条1項3号、5号ハ)

(1) 当社の取締役及び子会社の取締役等について、当社及び子会社が合理的な職務分掌を定めると共に、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌及び権限を定める。

(2) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会決議事項の決定を行うと共に定例の執行役員会を毎月1回開催し、業務執行状況の確認等、情報の共有を図る。さらに必要に応じて随時に取締役会又は執行役員会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。また、目標管理を徹底し、取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を四半期毎に取締役会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。

(3) 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った定例の子会社取締役会を開催し、子会社取締役会決議事項の決定を行うと共に必要に応じて随時に子会社取締役会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。

また、目標管理を徹底し、当社取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を、子会社代表取締役又はそれに相当する者が子会社の定例の子会社取締役会において報告すると共に、子会社管掌の当社事業本部長が当社の取締役会・執行役員会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。

(4) 当社内部監査室が、当社及び子会社の各部署の職務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)(1)から5)に掲げられているものを除く。)

(1)当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。又、当社は、当社執行役員会にて、当社の子会社より提出された月報について、当該子会社を管掌する部署より報告させる。加えて、子会社管理の統括部門として、法務担当部署を定めて、子会社管理を推進する。更に、グローバル展開している会計監査法人を採用することで、会計の適正性を確保するとともに、グループ会社の管理の統一を図るものとする。

(2)当社内部監査室により、当社及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

3. 監査に関する体制

1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則100条3項1号から同3号)

監査役は、必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人(以下「監査役の補助使用人」という。)を任命する。監査役の補助使用人に任命された者は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを内部規程に明記し、これを徹底する。

又、監査役の補助使用人の人事異動・懲戒処分等については、監査役に事前に報告を行うほか、監査役の意見を十分尊重する。

2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則100条3項4号、同施行規則100条3項5号)

(1) 当社グループの取締役等、監査役(子会社でこれに相当する地位にある者を含む)又は使用人(以下「役職員」という。)は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制とする。

また、当社において、日常的に発生する報告書、稟議書等の回覧先には当社監査役を加え、当社監査役に対し情報を提供する。

(2) 当社内部監査室、法務担当部署、総務部担当署、経理担当部署等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループに対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(3) 当社グループの内部通報制度の取り纏め担当部署(法務担当部署)は、当社グループの役職員からの内部通報の状況を、定期的に当社監査役に対して報告する。

(4) 当社は、当社監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

3) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項6号、100条3項7号)

当社監査役は、当社取締役会、執行役員会とはもとより、安全、品質、環境、製造、販売等重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査すると共に、必要に応じて当社グループの取締役等又は使用人に対し説明を求め、また実地調査等を行うことでその実効性を高め、さらに、会計監査人、弁護士、その他外部の専門家との会合をもち、又は当該専門家を補助者として使用する等緊密な連携を図ることが出来る体制とする。以上の体制を確保するための費用は、当社が負担するものとし、当社監査役から費用の前払を求められたときは、これに応ずる。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

1) 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制(コンプライアンス・リスクマネジメント)の一環として、反社会的勢力の排除には以下のとおり取り組む。

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全を脅かす反社会的な活動や勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で臨み、金銭などによる安易な妥協をせず、一切の関係を遮断する。

2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社では、上記の基本的な考え方を「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、社内外に宣言し、また、反社会的勢力への対応統括部署を総務担当部署と定めるとともに、本社・各営業所にそれぞれ不当要求防止責任者を設置して、警察等からの情報収集等に努めるほか、必要があれば警察等への申告、相談等を行い、不当要求に応じないことを徹底する。

また、反社会的勢力から脅威や被害を受けるおそれのある場合の対応要領として、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、必要な情報が総務担当部署に報告され、被害を防ぐ体制を取る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために、必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。また、適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて、経営者及び適時開示担当部署から適時開示の基本方針や適時開示の対象となる重要事実について周知徹底をはかっております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示担当組織の状況

担当部署名 財務管理本部コーポレート・コミュニケーション部

情報取扱責任者 常務取締役常務執行役員財務管理本部長

(2) 適時開示手続き

イ. 決定事実に関する情報

財務管理本部は、取締役会等、重要会議付議事項を予め入手するとともに、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を準備し、情報取扱責任者を通じて代表取締役社長に報告し、当該会議の承認を得て、当該会議の終了後開示します。

ロ. 発生事実に関する情報

該当事実が発覚した場合、各部署・各子会社は財務管理本部へ報告します。財務管理本部は、開示の要否について検討し、直ちに開示資料を作成するとともに情報取扱者を通じて代表取締役社長に報告、承認を経て、速やかに公表できる体制が整っております。

ハ. 決算に関する情報

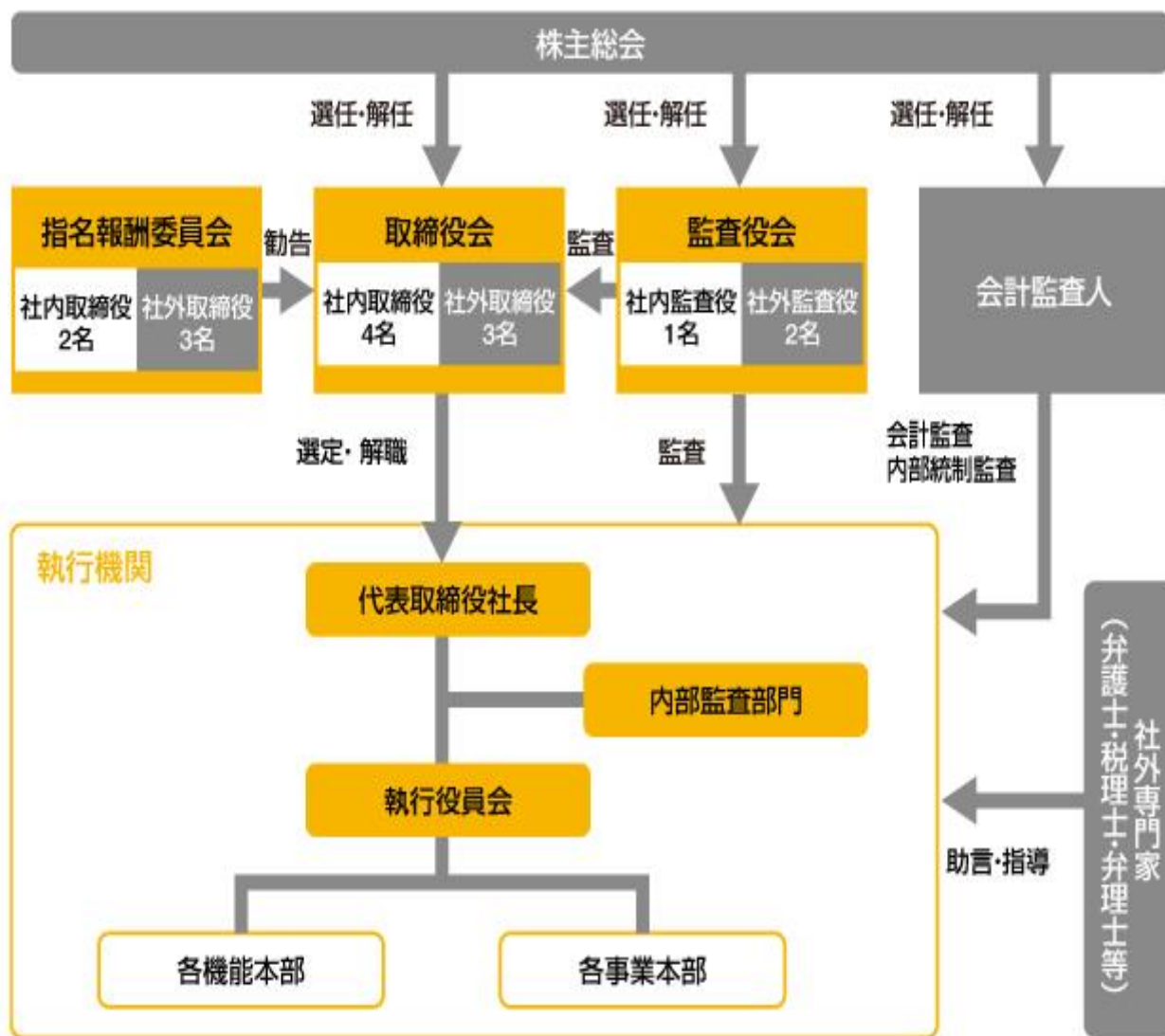
経理財務部を中心として、決算開示資料（決算短信等）を作成し、決算に関する取締役会での承認を受けて速やかに開示します。

二. 企業集団に係る適時開示手続き

当社は、2018年3月31日末現在で重要な子会社24社を有しております。子会社からは月次決算書を翌月の10日までに提出を受けております。これらに基づき経営管理本部コーポレート・コミュニケーション部は適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば情報取扱者を通じて代表取締役社長に報告、承認を経て速やかに開示できる体制が整っております。

【 参考資料①：模式図 コーポレート・ガバナンス体制 】

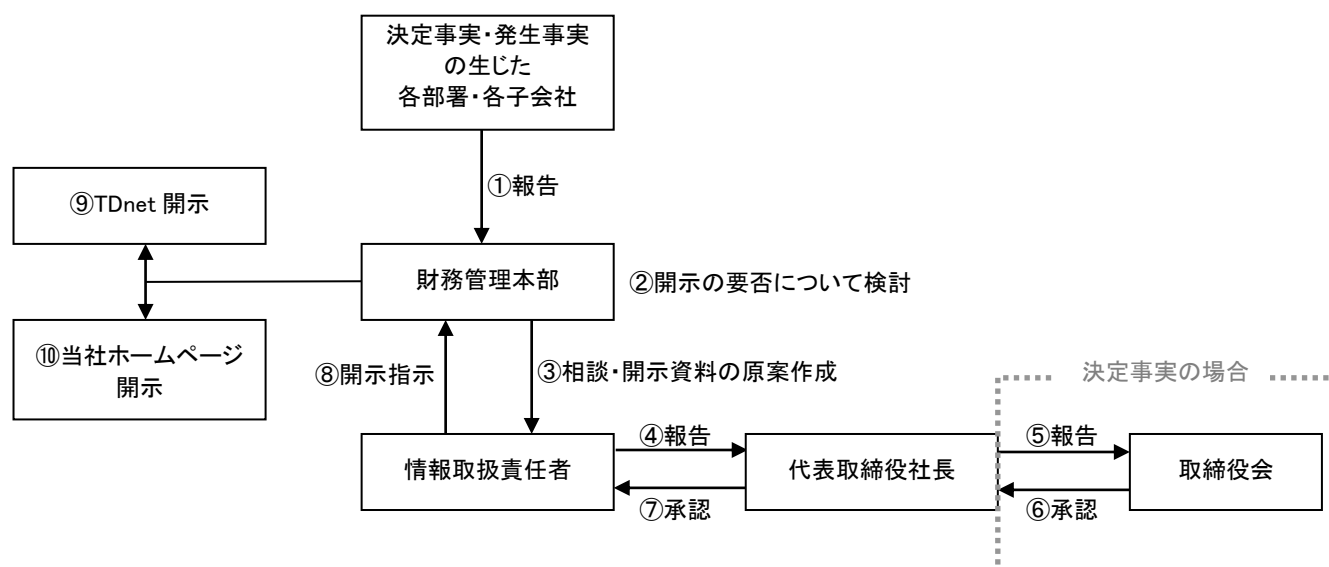
当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



【参考資料②: 模式図 適時開示体制】

当社の適時開示の概要は、次のとおりであります。

(1) 決定事実・発生事実に関する情報の定期時開示業務フロー



(2) 決算に関する業務の適時開示業務フロー

